

団体保険取扱いのための常駐職員の配置について（通達）

陸幕厚第23号

25. 3. 29

改正 平成30年3月14日陸幕法第104号

陸上総隊司令官

各方面総監

殿

各部隊長

各機関の長

陸 上 幕 僚 長

（例規33）

団体保険取扱いのための常駐職員の配置について（通達）

団体保険の事務取扱いについては、防衛省共済組合本部長（以下「組合本部長」という。）と幹事会社との間に締結された事務取扱協定により、組合本部長と幹事会社で協議の上、支部に派遣職員を常駐させ、保険業務運営の万全を期することとなっているので、下記のとおり遺漏のないよう処置されたい。

なお、陸幕発厚第49号（34. 3. 18）「団体保険の取扱いのための常駐員配置に関する通達」（例規33）は、廃止する。

記

- 1 駐屯地司令等（駐屯地司令及び分屯地司令をいう。以下同じ。）は、常駐職員（支部に常駐する派遣職員をいう。以下同じ。）の施設への立入りについて、各支社長等から防衛省共済組合支部長を通じ、必要書類を付した申請書が提出されるので、当該常駐職員の立入りについて異議がない場合は、秘密保全に関する達（陸上自衛隊達第41－2号（19. 7. 30））第10条に基づき処置する。
- 2 駐屯地司令等は、常駐職員の執務において秘密保全上適当な場所を指定し、かつ、立入禁止区域その他必要な注意事項を明確に指示する。